

社会保険労務士の先生方のための

先着20名様限定

# 使用者側弁護士による労務解説セミナー

第1回

## パワーハラスメント

## に関する相談対応の実務

～事例で学ぶ調査・事実認定のポイント～

2024年9月17日 (火) 15:00～17:00



弁護士  
坂東 崇志  
(広島弁護士会所属)

今般、愛知県東郷町の井俣町長の辞職問題や宝塚歌劇団での劇団員の自殺問題などパワーハラスメントに関する問題が数多く発生しております。社会保険労務士の先生がパワーハラスメントに関するご相談を受けることは多いかと思いますが、対応を誤ると炎上にもつながりかねず、慎重な対応が必要です。そこで、本セミナーでは、具体的な事例をもとにパワーハラスメントに関する相談を受けた際の調査・事実認定の方法を詳細にお伝えするとともに、弁護士として考える予防策、事後対応もご紹介したいと思います。ハラスメント問題のご相談を受けたことのある先生に、是非ご参加いただければ幸いです。

第2回

## 社労士の先生のための

## 労務トラブル解決の指針

2024年11月13日 (水) 15:00～17:00



共同代表弁護士  
加藤 健一郎  
(広島弁護士会所属)

「問題社員をクビにしたい」「退職した元社員からパワハラ申告があった」「業務中に社員が大ケガを負い、労災支給のほかに会社に対する請求がなされた」「従業員が横領したので損害賠償を求めたい」これらはいずれも、実際に社会保険労務士の先生が企業から受けた相談内容の一例です。先生も、このような労務トラブルに関するご相談を受けることは多いのではないでしょうか。本セミナーでは、労働問題について使用者側に特化した弁護士が、実際にご相談を受けた事例をもとに労務トラブルを解決する指針をお伝えします。ざっくりぼらんな質疑応答も行いますので、ぜひご参加ください。

【お問い合わせ先】 弁護士法人 千瑞穂法律事務所



082-962-0286



082-962-0289



<https://www.kigyo-law.net/>



弁護士法人  
千瑞穂法律事務所  
Senonizuhō Law Office

以下に当てはまる先生方はご参加ください

- ✓ 顧問先からパワハラ対応について相談されることがある
- ✓ パワハラの調査・事実認定について詳しく知りたい
- ✓ 顧問先の労務トラブルに適切に対応したい
- ✓ 労務トラブル対応実務について学びたい

参加  
特典あり!!

## 開催場所

ルレーヴ八丁堀  
(広島市中区八丁堀1-8  
八丁堀GRIT2階)

※過去の開催場所とは  
異なりますので、ご注  
意ください。



## 参加費

1回1名2,000円(税込)  
(当日現金支払い) ※顧問先様は無料

## 参加特典

- 無料法律相談(初回60分)
- 就業規則のワンポイントチェック

## セミナーに参加いただいた先生の声



(過去セミナー風景)

毎回豊富な事例を  
取りあげてもらい  
大変満足。

日頃からもやもや  
していた部分がす  
っきりした。

過去に自分も相談を  
受けたような事案を  
非常に分かりやすく  
説明してもらえた。

自身の知識や顧問先  
への指導内容が適正  
であったことの確認  
ができたので、自信  
が持てた。

FAXでお申し込みの方は下記欄にご記入いただき、082-962-0289 まで送信ください。

お申込み締切 9月10日(火) まで

弊事務所ホームページ(「千穂穂 法律事務所」で検索)からもご参加を受け付けております。

1事務所につき2名様までお申込みいただけます。複数名でご参加いただく場合は参加者氏名を人数分ご記入ください。なお、定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申込みください。



Googleフォームからも  
申込受付中

貴事務所名			お名前	
メールアドレス ※必須				
電話番号				
参加希望 (vを入れてください)	<input type="checkbox"/> 9月17日(火)パワーハラスメント	<input type="checkbox"/> 11月13日(水)労務トラブル解決		
※質問事項や当日お聞きになりたいことがございましたらご記入ください。				

☐定期セミナー等のご案内およびメルマガ登録についてご希望されない場合はvを入れてください。

※お預かりした個人情報は①セミナーのご案内②メルマガ配信の目的で利用させていただきます。